

令和7年度第1回千葉市国民健康保険運営協議会  
令和7年9月1日  
千葉市健康保険課

報告事項 2

## マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行について

# 1 マイナ保険証を基本とする仕組み



- (1) 本市国民健康保険の被保険者証は、令和7年7月31日に有効期限が到来。
- (2) 8月1日以降は、マイナ保険証又は資格確認書で受診。



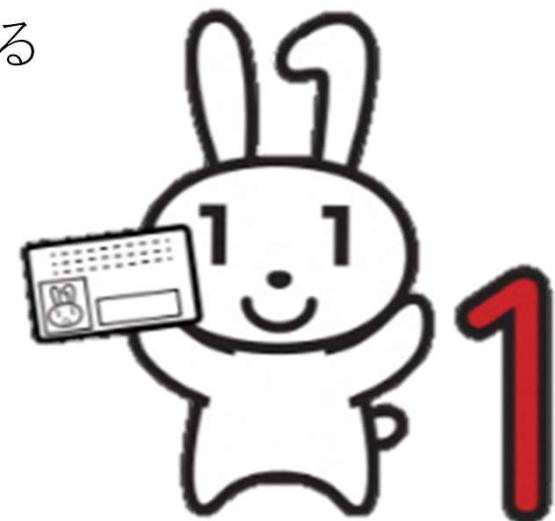
マイナ保険証 の有無	資格確認方法	本人確認方法	マイナ保険証での受付がうまくいかなかった場合		
			Ⓐ 提示可能な場合	① Ⓐが不可で 再診の場合	② Ⓐが不可で 初診の場合
有	マイナ保険証	①顔認証 ②暗証番号 ③目視（①や②がうまくいかない場合）	マイナポータル画面 +マイナ保険証	過去の受診時と 資格が変わって いないことを口 頭確認	被保険者資格 申立書
無	資格確認書	資格確認書	—	—	—

## 2 要配慮者に対する資格確認書の交付

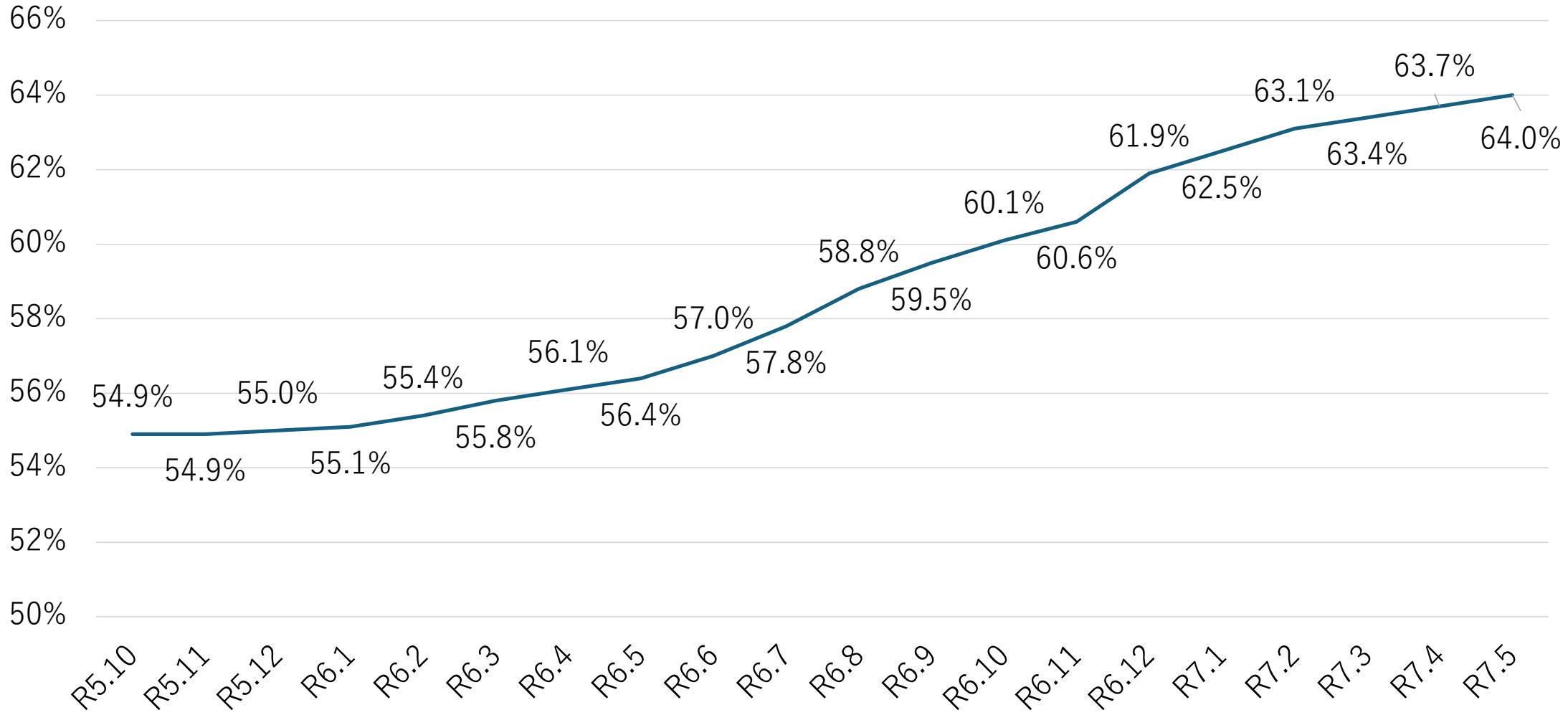


- (1) 障害をお持ちの方などマイナ保険証の利用に配慮が必要な方（要配慮者）については、これまでと同様の方法で保険診療を受けられるよう、マイナ保険証を保有したままで、申請により資格確認書の交付が可能。
- (2) 上記取扱いについて被保険者に対して周知するとともに、要配慮者の受診のサポートをする可能性がある市内の福祉施設（介護施設、障害者施設、児童養護施設等）に対しても周知を実施。

※代理申請による資格確認書の交付も可能である  
旨も併せて周知



### 3 マイナ保険証の登録率



## 4 マイナ保険証の利用率

